

「政府統計の構造改革に向けて」(抜粋)

(平成 17 年 6 月 10 日 内閣府経済社会統計整備推進委員会)

2. 統計整備に関する事項

(3) サービス分野の統計

< 取組に当たっての考え方 >

我が国の経済活動における第三次産業(サービス産業)のウェイトは GDP ベースで約 7 割、就業者ベースで約 3 分の 2 に達しており、経済社会の実態を的確にとらえるためには、サービス分野の統計が的確に整備されている必要がある。

しかしながら、サービス産業について業種別・調査事項別に統計の整備状況を俯瞰できる総務省作成の「統計マップ(サービス分野)」をみれば明らかなとおり、多くの府省の所管にまたがるサービス産業に関する統計は、分散型の統計機構の下で個々の業種ごとにいわばモザイク状に整備が行われている現状にある。サービス業に関する大規模な周期調査としては総務省が 5 年周期で行っている「サービス業基本調査」がある。また、各府省が所管業種を対象として年次又は周期で整備している統計としては、経済産業省が一部の所管業種を対象に毎年又は 3 年周期で行っている「特定サービス産業実態調査」を始め比較的多くの種類があるが、「サービス業基本調査」を含めてそれらの調査は調査対象については相当程度の内容を把握することができる内容となっているものの、サービス産業全体からみればその調査対象は一部にとどまっており、サービス産業の全体像を明らかにするものとはなっていない。さらに、月次や四半期ベースの統計は経済産業省が一部の所管業種を対象に行っている「特定サービス産業動態統計調査」を除けばほとんど整備されていない。

以上のような状況は、産業統計としての利用に支障を来しているだけでなく、我が国の経済活動に占める第三次産業のウェイトが圧倒的に高いことを背景に GDP 関連統計や産業連関表の精度上の大きな制約要因となっており、統計体系の整備の観点からもその改善が強く望まれている。とりわけ QE (四半期別 GDP 速報) 作成の基礎統計としては、現在は一部の業種のみに限られている月次ベースの統計がサービス産業全体の動向を概括的に把握するものに拡充されることへの期待がとりわけ高い。

なお、サービス分野における統計の整備に当たっては、調査環境の制約等から実査を通じて把握することが困難な項目もあると見込まれ、そのような部分については、行政記録や民間の作成する統計の活用などによる対応も求められる。

< 具体的な取組 >

QE を始めとする経済指標の精度向上に資するため、サービス産業に係る動態統計が未整備の分野について、生産・雇用等の状況を月次ベースで把握できる動態統計を創設し、既存の統計と併せてサービス産業全体を概括的に把握できる統計を整備することに向け、総務省は、関係府省と協力しつつ、有識者等を含む検討の場を速やかに立ち上げ、平成 17 年度中を目途にその枠組みについて結論を得るべきで

ある。

また、将来的に経済センサス（仮称）の実施による的確な母集団名簿の整備が進んだ後は、サービス産業の構造的な実態把握やGDP関連統計・産業連関表の精度向上に資するため、適切なサンプル調査によってサービス産業を幅広く捉えた構造統計を整備することも必要である。